

	検討内容・実施時期等		
	16年度内	17年度	18年度
バーゼルⅡの導入、選択制の下での内部格付け手法の採用	・自己資本比率告示素案の意見募集を実施（16年10月）	・「バーゼルⅡ推進室（仮称）」を設置（17年4月） ・自己資本比率告示を改正（17年中を目途） ・国内基準行であっても、自己資本比率8%以上であることを前提に、内部格付け手法の選択を可能とする方向で検討 ・監督指針・解釈集を改正等（18年3月を目途）	
	・内部格付け手法等のフィールド・テストを実施（17年3月期、9月期を対象）		
		・内部格付け手法等の予備計算を実施（18年3月期決算以降） ・上記自己資本比率告示・監督指針・解釈集の改正等を踏まえた検査マニュアルの改正等の態勢整備	・バーゼルⅡ実施（19年3月期決算より適用）
中小・地域金融機関の新たなビジネスモデルの浸透、新規参入の促進		・新たなビジネスモデルやそれに対応したリスク管理のあり方等を踏まえ、参入形態の多様化に対応した参入基準について検討を開始（17年4月）	・左記検討を踏まえ、基本的考え方を取りまとめ
地域の利用者の利便性向上に向けた情報開示等の充実	・金融審議会第二部会「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」における評価等を踏まえ、現行のアクションプログラムについて実績等の評価を行った上で、これを承継する新たなアクションプログラムを策定（17年3月を目途）	・左記「新たなアクションプログラム」に基づき、地域密着型金融を一層推進	
III. 信頼される金融行政の確立			
金融庁の行動規範（code of conduct）の確立（行政指導の一層の透明化・ルール化、行政処分等の透明性の確保を含む）、内外無差別原則の確認		・関係各局において以下を実施（17年6月を目途） ① 平成17事務年度からの検査への適用に向け、「検査手続に係る指針（検査実施における行動規範）」を策定・公表 ② 監督行政上の行動規範を策定・公表 ③ 行政処分手続における意見交換制度を導入 ④ 国家公務員倫理規程の改正に伴い、金融庁職員の行動に関するガイドラインを見直し、その内容を周知徹底	
	・行政処分の発動等に際し、内外で誤解が生じないよう、海外監督当局及び国内外の報道機関に対し適切な情報提供を実施		
電子政府の推進による安全・適切・便利で効率的な行政の実施、金融市場の参加者及び利用者の利便性向上	・主要業務・システムの最適化計画策定に向け、現状分析を実施（17年3月）	・主要業務・システムの最適化計画を策定（17年下期を目途）	・左記計画に則した対応を実施
	・EDINET（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の高度化に向けた具体的な作業計画を検討	・左記検討結果を踏まえ、具体的な作業計画を策定（17年6月を目途） ・上記作業計画を踏まえEDINETの高度化を実施	
	・電子申請・届出の利用促進のため、広報誌及び関係団体との意見交換会を通じた広報活動、申請・届出件数が多い業態向けの説明会及びアンケート調査等を実施	・左記促進策を継続して実施	
	・システム調達におけるCIO補佐官の役割を強化		
「金融庁総点検プロジェクト」に基づく金融庁の組織・体制の総点検及び見直し（調査・研究機能の活用等を含む）	・総点検の過程における各検討項目についての実態把握、論点整理を踏まえ、具体的な対応策を取りまとめ（17年3月末） ・監督局に業態横断的な組織（「コングロマリット室」）を設置（16年11月） ・国際関係の体制整備として「国際監督室」を設置（16年11月）	・証券取引法改正による課徴金制度の導入に向けた体制を整備予定（17年4月を目途） ・総務企画局に国際担当審議官を設置予定（17年7月を目途） ・企業開示課を設置予定（17年7月を目途）	
	・「総点検プロジェクト」の結果について、予算・機構・定員要求に反映する等、具体策を実現 ・引き続き自己点検・見直しの取組みを進めるべく、職員からの意見をよりの確に汲みとる仕組みを確立し、そこで出された意見も踏まえて、適宜、組織・体制を見直し		